⑾　本工事は、施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取り組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

⑿　本工事は、完全週休２日を確保した施工を実施する試行の対象工事である。完全週休２日を確保出来た場合に工事成績評定点において評価する。また、本工事の完成時に、完全週休２日取組認定証が発行された場合、中部地方整備局で発注される総合評価の評価項目において加点対象とする工事である。なお、完全週休２日取組認定証は、対象期間中の全週間数に対して、休日対象日を現場閉所とした週間数の割合が70％を超えた場合に発行する。また、提出された工程表が週休２日の取得を前提としていないなど、明らかに、受注者側に週休２日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定実施要領の別紙様式第１における考査項目「７．法令遵守等」の「８．その他」の項目において、点数を減ずる措置を行うものとする。

⒀　本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う試行工事である。

⒁　本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

⒂　本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

⒃　本工事は、段階的選抜方式における一次審査に係る申請書（以下「申請書」という。）及び段階的選抜方式における一次審査に係る確認資料（以下「確認資料」という。）を提出した者のうち、一次審査の審査評価点合計が上位の者（以下「一次選抜者」という。）以外の競争参加者による入札を無効とする段階的選抜方式の工事である。一次選抜者は、一次審査の審査評価点合計が上位10者（審査評価点合計が同じ者が複数いる場合は、そのすべての者を含む。）とする。ただし、一次審査の審査評価対象者が10者を超える場合は、10者を超えた者のうち上位半数（小数が発生した場合は小数第１位を切上）の者（審査評価点合計が同じ者が複数いる場合は、そのすべての者を含む。）を加えることとし、15者を上限とする。

⒄　総価契約単価合意方式の適用

①　本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。

②　本方式の実施方式としては、

イ　単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価（一式の場合は金額。ロにおいて同じ。）のそれぞれを算出した上で、当該単価について合意する方式）

ロ　包括的単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価に請負代金比率を乗じて得た各金額について合意する方式）があり、受注者が選択するものとする。ただし、受注者が単価個別合意方式を選択した場合において、①の協議の開始の日から14日以内に協議が整わないときは、包括的単価個別合意方式を適用するものとする。

③　受注者は、「包括的単価個別合意方式」を選択したときは、契約締結後14日以内に、契約担当課が契約締結後に送付する「包括的単価個別合意方式希望書」に、必要事項を記載の上、当該契約担当課に提出するものとする。

④　その他本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」によるものとする。

⒅　工事の実施形態　本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionの取組において、ＢＩＭ／ＣＩＭ（Building／Construction Information Modeling, Management）を導入することによりＩＣＴの全面的活用を推進し、ＢＩＭ／ＣＩＭモデルの活用による建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を図ることを目的とする工事である。詳細については追加特記仕様書によるものとする。

本工事は、契約後、監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に、受注者希望型としてＢＩＭ／ＣＩＭ活用工事とすることができる。本工事は、ＢＩＭ／ＣＩＭモデルの品質確保を目的として、ＢＩＭ／ＣＩＭ活用における受発注者間の情報共有において「段階モデル確認書」を活用する試行工事である。

⒆　本工事は、見積参考資料の一部として「施工条件明示チェックリスト」「概略工事工程表」を開示する試行工事である。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）におけるプレストレスト・コンクリート工事の令和３・４年度一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく令和３・４年度一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　平成18年度以降に元請けとして、下記に示す同種工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る（乙型にあっては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない。）。）。「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績も国内の実績と同様に評価する。なお、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。経常建設共同企業体にあっては、いずれかの構成員が、平成18年度以降に元請けとして下記に示す同種の工事を施工した実績を有すること。

同種工事：次の㋐から㋒に掲げる要件をすべて満たす工事を施工した実績を有すること。ただし、㋐から㋒は同一橋梁であること。

㋐　道路橋（Ｂ活荷重以上またはＴＬ－25以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通システムに係るものを除く）の工事。

㋑　下記の１）から３）の形式を満足するＰＣ橋、またはアーチ形式のＰＣ橋であること。

	適否		適否
単純桁	×	連結桁	○
連続桁	○		

１）桁形式

	適否		適否
中空桁	×	Ｉ・Ｔ桁	○
箱桁	○		

２）断面形式

	適否		適否
床版橋	×	桁橋	○
ラーメン橋	○		

３）構造形式

㋒　最大支間長が25m以上であること。

⑸　技術提案（以下「技術提案書」という）が発注者の設定している標準案と同等以上であること。

⑹　次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、本工事において申請できる技術者は１名とする。（入札公告１　工事概要で記載した複数の工事に参加を希望する場合でも申請できる技術者は１名のみとし、２名以上申請した場合は、欠格とする。）

①　監理技術者又は主任技術者を配置する場合は、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　上記⑷に掲げる工事の経験を有する者であること（ただし、配置する技術者が平成18年度以降に産前産後休暇及び育児休暇を取得している場合、その期間に相当する日数を実績評価期間以前に加えることができる。）（品質証明員、土木工事品質確認技術者としての経験は除く。）（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合に限る（乙型にあっては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない。）。）。「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外